

25川監公第13号

平成25年11月11日

定期監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成25年3月25日付け25川監公第4号で公表した定期監査及び同日付25川監公第5号で公表した定期監査（工事監査）の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 村 田 恭 輔

同 奥 宮 京 子

同 菅 原 進

同 宮 原 春 夫

25川総行革第198号

平成25年 9月30日

川崎市監査委員 松川 欣起 様

同 奥宮 京子 様

同 菅原 進 様

同 宮原 春夫 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成25年3月25日付け24川監報第3号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成24年度第2回定期監査（工事監査）の結果に対する措置状況

1 スクラップ材の売却益相当額を考慮した設計とすべきもの

[指摘の要旨]

次の工事により発生する鉄くずの処分に関する設計において、工事費からその売却益相当額を減額していなかった。

- （1）上作延住宅1号棟ほか7棟耐震改修その他工事
- （2）桜本住宅解体工事
- （3）東菅小学校解体撤去その他工事

工事により発生する鉄くずは、スクラップ業者への売却が可能なことから、スクラップ材の売却益相当額を考慮した設計とされたい。

[措置内容]

(1) 及び(2)については、工事により発生するバルコニー手すり等の鉄くずは、スクラップ業者への売却益相当額を設計において減額することとし、その旨を課内会議及び所属長からの通知文により関係職員に周知徹底しました。

(まちづくり局市街地開発部住宅建替推進課)

(3) については、解体工事において発生する鉄骨階段等の鉄くずは、スクラップ業者への売却益相当額を設計において減額することとし、その旨を課内会議等により関係職員に周知徹底しました。

(まちづくり局施設整備部公共建築担当)

2 現場の安全に関する指導を行うべきもの

[指摘の要旨]

次の工事において、掘削現場における地盤の崩落防止策及び高所作業における墜落防止策を講じずに作業が行われていた。

(1) 藤子・F・不二雄ミュージアム周辺基盤整備事業登戸駅前広場改良（シャトルバス発着所設置）工事

(2) 生田緑地東口ビジターセンター新築電気その他設備工事

(3) 日本民家園総合防災設備整備工事

(4) 国際交流センター自動火災報知設備改修工事

関係法令の規程に基づく安全対策が講じられていなかったことから、監督員は請負者に対し現場の施行に関する安全対策について指導されたい。

[措置内容]

(1) については、土木工事安全施工技術指針等の規定によると、掘削する深さが

1. 5 mを超える現場においては、掘削深さ、土質、地下水位等を考慮し、原則として土留を設置することとされていることから、監督員は請負者に対し安全対策の指導を徹底することとし、施工計画書などにより、現場及び施工方法の安全性を確認するとともに、現場立会などにおいて危険な状況を発見した場合は直ちにその場での指示や書面による改善指示を行うよう、工事関係職員を対象とした研修の実施により周知徹底しました。

(まちづくり局登戸区画整理事務所)

(2) 及び (3) については、深さ 1.5 m 以上の根切り工事を行う場合においては、地盤や周辺の状態により山留等の設置に関する確認をしなければならないこと、また、施工時に際しては、あらかじめ施工計画書に安全対策の施工要領等を明示させることなどにより、監督員は請負者に対し、掘削現場における施工上の安全に関する指導を徹底するよう、課内会議等により関係職員に周知徹底しました。

(まちづくり局施設整備部電気設備担当、同機械設備担当)

(4) については、高さが 2 m 以上の個所で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすような工事の場合は、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならないこと、また、施工時に際しては、あらかじめ施工計画書に安全対策の施工要領等を明示させることなどにより、監督員は請負者に対し高所作業における施工上の安全に関する指導を徹底するよう、課内会議等により関係職員に周知徹底しました。

(まちづくり局施設整備部電気設備担当)

3 その他改善を要するもの

(1) 観測施設の新設工事において間接工事費の積算を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

共通仮設費等の算定における率計算の対象額となる処分費において、上限額を超

えて算入したため、過大な積算となっていた事例

[措置内容]

土木工事における共通仮設費の算定にあたっては、積算基準書等を十分に理解した上で設計を行うこととし、設計書作成後の内容確認においては、積算システムを活用し、工事費、経費等の適正性を確認するとともに、設計積算チェックリストを用いた積算に係る標準積算基準への適合性の確認を並行して行うこととし、課内会議等により関係職員に周知徹底しました。

(環境局環境対策部環境対策課)

(2) 機械設備工事における材料検査を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

現場に搬入した材料及び機器に関する材料検査において、材料検査簿を作成していなかった事例

[措置内容]

現場に搬入した機材に関する材料検査において、川崎市請負工事監督規程に定める材料検査簿の作成が行われていなかったことから、同規程にある材料検査簿等の書類の作成及び完成確認チェックリストの活用、主任監督員及び総括監督員によるチェック体制の一層の強化について、課内会議等により関係職員に周知徹底しました。

(環境局施設部施設建設課)

(3) 請負金額の変更を伴わない工事変更において適切な手続を行うべきもの

[指摘の要旨]

工事内容に変更が生じた工事において、請負金額の変更は行わないとしたことについて、請負者から書面による承諾を得ていなかった事例

[措置内容]

請負金額の変更を伴わない工事変更が生じた場合には、請負金額の変更は行わ

ないことについて請負者から書面により承諾を得ることを徹底することとし、課内会議により関係職員に周知徹底しました。

なお、適切な設計変更を行うため、平成25年度中に設計変更マニュアルを整備します。

(まちづくり局市街地開発部住宅建替推進課)

請負者から指示協議書による承諾を得ていなかったことから、「設計変更マニュアル」に従い適切に行うよう、課内会議等により関係職員に周知徹底しました。

(まちづくり局施設整備部公共建築担当)

(4) 工事費の精算において人工数等の確認を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

道路築造工事のうち緊急工事として実施した一部の工事において、請負者の提出書類からは、変更設計に計上した人工数及び職種を確認できなかった事例

[措置内容]

緊急工事については、「緊急工事における設計・監督の取扱要領」の規定に基づく、写真等の状況資料による人工数及び職種の確認ができていなかったことから、同要領の適切な運用を図るため、工事関係職員を対象として研修を実施し、同要領による変更設計時の人工数等の確認方法について周知徹底しました。

(まちづくり局登戸区画整理事務所)

(5) 設計図書において工事仕様を明確に示すべきもの

[指摘の要旨]

工事により設置する製品の材質、仕上げ等の一部の仕様について、明確に示されていない事例

[措置内容]

一部の製品について、特殊な材質、仕上げであったにもかかわらず、仕様が明確に示されていないことから、標準的な材料以外を使用する場合には、製品の材

質、仕上げ等の仕様を明確に記載するよう、課内会議等により関係職員に周知徹底しました。

(まちづくり局施設整備部公共建築担当、同機械設備担当)

(6) 部分使用承諾の手続において適切な名義人を設定すべきもの

[指摘の要旨]

工事引渡し前の管理人室の仮使用に際して、部分使用承諾書における被承諾者の名義を、契約の当事者としていなかった事例

[措置内容]

部分使用承諾書における被承諾者の名義について、本工事の請負契約の当事者である市長としていなかったことから、契約約款の規定に基づき、契約当事者間の名義による手続きとするよう、課内会議等により関係職員に周知しました。

(まちづくり局施設整備部公共建築担当)